

令和8年度第2回大阪府市地方独立行政法人
大阪産業技術研究所評価委員会
議事要旨

- 1 日 時 令和8年7月23日（木）午後1時～午後3時
- 2 場 所 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 3階 大講堂
- 3 出席委員 松岡委員長、呉委員、川崎委員、床波委員、中磯委員
- 4 議事内容
 - （1）令和7事業年度の業務実績に関する評価結果（案）にかかる意見について
 - ・ 参考資料1から3に基づき、令和7事業年度の業務実績に関する評価結果（案）について大阪府から説明が行われた後、小項目評価、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。
 - ・ 審議終了後、資料1に基づき、大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約第4条の規定等による評価委員会の意見は、「知事の評価結果（案）のとおり評価することが適当である」とすることが決定された。
 - ・ また、その他の意見として、以下の意見が委員会の総意としてまとめられた。
〔その他の意見〕
 - 小項目8について、大阪・関西万博における「リボーンチャレンジ」事業として、大阪府内の11者の中小企業・スタートアップとともに出展を行い、約24万人が来場し、大阪産業技術研究所の活動や出展企業の技術・製品を発信したことにより、大阪産業技術研究所のみならず、出展企業のプレゼンス向上に大きく貢献したことは、高く評価できる。
 - ※小項目8：顧客満足度を高める事業化までの一気通貫の企業支援
 - （2）第2期中期目標期間の（見込）業務実績に関する評価結果（案）にかかる意見について
 - ・ 参考資料4に基づき、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果（案）について大阪府から説明が行われた後、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。
 - ・ 審議終了後、資料2に基づき、地方独立行政法人法第28条第4項の規定に基づく評価委員会の意見は、「知事の評価結果（案）のとおり評価することが適当である」とすることが決定された。
 - （3）第2期中期目標の期間の終了時の検討にかかる意見について
 - ・ 資料3に基づき、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づく評価委員会の意見は、「現状において同法人の業務を発展的に継続すべき」とすることが決定された。

(4) 第3期中期目標(案)及びそれにかかる意見について

- ・資料4から7に基づき、第3期中期目標(案)について大阪府から説明が行われた後、審議が行われた。
- ・第3期中期目標(案)に関する主な意見は以下のとおり。

＜主な意見＞

- ・AIや半導体、ロボット等に関する取組を推進してもらいたい。AI・ロボットについては、一次データが重要となる。大阪産業技術研究所において、データを蓄積して価値にするような取組ができないか、検討してもらいたい。
- ・企業としては、人材に関することに困っている。人材育成に関する支援について、もう少し強く打ち出してもよいと思う。
- ・知的財産に関する取組については、数値目標の設定は難しいが、研究員のモチベーションを下げない工夫をしていただきたい。
- ・研究成果の発信に関する数値目標は、学会発表と査読付き論文の発表の件数で構成されているが、研究者としてはウエイトが異なるものであるため、法人において、それぞれ進捗管理するとともに、実績報告書に掲載してほしい。
- ・この人員で中期目標に掲げる取組をすべて行うことは大変なこと。そのため、様々な機関と連携し、中小企業の多様なニーズに伝えていくことがより重要になる。
- ・事業収入は、単に収入という観点ではなく、企業支援の評価尺度であり、大阪産業技術研究所に対する企業の期待値だと考えられる。

(5) その他

特になし

以上